



迷惑空き家に

しない

ために・・・

住まいの**今後**について 考えてみませんか

早め早めの対策を！

今のお住まいが空き家になるかもしれません。

将来を見据えた早めの対応が重要です。

住まいの今後が不安な方・お悩みをお持ちの方は、

まずは、ご相談ください！！

できることから始めてみませんか

✓ 家族や身内で話し合ってみませんか

将来、今の家をどうしたいか、あらかじめ家族や身内で話し合しましょう。相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作成することも有効です。また、元気なうちに身の回りの整理も始めておきましょう。

✓ 登記を確認してみませんか ※2024年(令和6年)4月より相続登記が義務化

現在お住まいの建物・土地はどなたが所有者でしょうか。親や配偶者から相続しても、登記上の所有者を変更していないと、次の相続が発生した際に多くの時間や費用がかかる恐れがあります。現在の登記を確認し、登記を最新の状態にしましょう。また、相続人が困らないように不動産に関する書類を整理しましょう。

✓ 専門家に相談してみませんか

相続や登記は、法律や税金などと切り離して考えることはできません。相続人同士の権利問題の整理や名義変更手続きなどが必要になります。問題に応じて弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、土地家屋調査士などの専門家に相談しましょう。

各種相談窓口のご案内

相談内容	団体名・連絡先	受付曜日・時間
空き家（空き家の管理、空き家バンク、その他空き家問題全般）に関する事	太田市 まちづくり推進課 TEL 0276-47-1843	土日祝日年末年始を除く 8:30~17:15
空き家の相続、成年後見制度等権利関係の整理、空き家をめぐる紛争の解決等に関する事	群馬県弁護士会 TEL 027-233-4804	土日祝日年末年始を除く 9:00~12:00 13:00~17:00 ※相談は有料となる場合があります。
不動産（空き家）の売買や賃貸等に関する事	①(一社)群馬県宅地建物取引協会 TEL 027-243-3388 (代) ②同太田支部 (株)秀和住研内) TEL 0276-30-4117 ③(公社)全日本不動産協会群馬県支部 TEL 027-255-6280	① 土日祝日年末年始を除く 9:00~17:00 ② 水曜日・祝日年末年始を除く 10:00~16:00 ③ 土日祝日年末年始を除く 9:00~17:00 【無料相談】毎月第2・4水曜日 13:30~15:00
建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認等に関する事	群馬土地家屋調査士会 TEL 027-288-0033	土日祝日年末年始を除く 9:00~17:00 【無料相談】 (予約制・1組30分) 相談日 毎週火・木曜日
建物・土地の登記、相続登記、成年後見制度等に関する事	群馬司法書士会 TEL 027-221-0150	土日祝日年末年始を除く 10:00~16:00
建物・土地の表示や相続の登記、所有者の確認等に関する事	前橋地方法務局 太田支局 TEL 0276-32-6100	土日祝日年末年始を除く 8:30~17:15